

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成28年12月6日（火）17:41～17:46

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

野村 周弘 内閣府民間資金等活用事業推進室参事官補佐

今井 基貴 内閣府民間資金等活用事業推進室主査

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

1 開会

2 議事 指定管理者制度の二重適用の解消について

3 閉会

○藤原審議官 少し時間が押しておりますけれども、PFIの関係です。これは港湾の関係でコンセッション制度のみでは処分に至らないというところで、二重適用問題というのはかねてから指摘されておりますけれども、ワーキンググループでも議論し、また諮問会議でも、あるいは別の未来投資会議系の会議でも同様の指摘をいただいております。前回、新しいスキーム、行政財産の貸付と転貸借という仕組みで解消できる可能性があるというお話でございましたけれども、そのあたりの進捗状況について御説明を頂戴できればと思っております。

それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 では、御説明をお願いします。

○野村参事官補佐 委員からの御指摘についてという資料に基づいて御説明させていただきます。

一つ目の○ですけれども、前回お示しさせていただきましたスキームにつきましては、今内閣府・総務省と、文教設備で文部科学省、港湾関連設備という意味で国土交通省港湾局との間で、今まさに協議しているところでございます。その協議が整い次第、他の施設へ適用可能かどうかというのを本ワーキンググループで御指摘いただいておりますので、

我々から各省庁に照会することを予定しているところでございます。

○原委員 限られた施設に関して協議しているという意味ですか。

○野村参事官補佐 今のところはそうです。日本再興戦略で指摘された施設について、まずは、今整理しているところでございます。

二つ目の○ですけれども、指定管理者制度の併用とのメリット・デメリットということ、まず、メリットについてですけれども、運営権と指定管理者を併用した場合は、その地位の移転の際に運営権の場合は条例であらかじめ定めておけば、議会の議決は不要となるのですけれども、指定管理者の場合は必ず地方公共団体の議会の議決が必要になります。指定管理者を使わなければ移転の際に議会の議決が不要になりますので、手続きを簡素化できるというメリットがあると考えております。このスキームであれば、今と同様の対応は可能でございますので、特段のデメリットは発生しないと考えております。

三つ目の転貸借についてですけれども、一時とあったのですが、おっしゃるように契約関係でございますので、長期間の転貸借も可能であると考えております。

以上です。

○原委員 最初のところの協議を是非早急にやっていただいたらよろしいのではないかと思います。2点目とか確認しておいたほうがいいかもしれません。

○藤原審議官 前回、御議論を関係省庁とされているという点ですけれども、そこがまだ固まっていないという理解でよろしいですか。

○野村参事官補佐 おっしゃるとおり、総務省と調整をしているところです。

○藤原審議官 別の会議でもこれはかなり強い要請を受けて、私も発表させていただきましたけれども、これでできるのだったらできる、できないのだったら是非特区法でという話も、特区の諮問会議からもそういった御要請がありますので、その辺の見極めがそろそろデッドラインだと思っております。具体的な案件がありますので、施設についてのその他の整理を早急にしていただければと思っております。

○野村参事官補佐 かしこまりました。

○藤原審議官 いつ頃を目途に。

○野村参事官補佐 総務省には先週締めで回答をいただいでいて、それについて今、最終的な詰めを行っておりますので、未来投資会議の推進会議の場でも年内にという御指摘をいただいておりますので、それまでには、この場にも御報告できるように調整しようと思っております。

○原委員 年内はあまり日がなくなってきましたので、早いうちに。

○野村参事官補佐 分かりました。

○藤原審議官 では、またお聞きする機会を、さすがに年末というわけにはいかないと思いますので、早めにお願ひできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。日程のセットをさせていただきたいと思ひます。

○原委員 では、ありがとうございました。